平成２３年（フ）第２４２７号
神奈川県鎌倉市城廻283番地27
債務者　升本由喜子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５５３号
横浜市港南区芹が谷４丁目17番12号　斉藤アパート101号室
債務者　木村　邦子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５６９号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目13番地の20　ドルフ湘南台205
債務者　渡邊　美子（旧姓浅田・石野）
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５７７号
横浜市栄区公田町173番地１　公田共同住宅601号
債務者　久保　愼一
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６７０号
神奈川県大和市下和田1185番地３　シアンサージュ102号
債務者　長山　葉子（旧姓平岡）
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６７８号
横浜市鶴見区東寺尾中台16番21号　富士見荘103
債務者　上田　晴美
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７４９号
神奈川県海老名市東柏ケ谷５丁目13番25―２号
債務者　水野　靖之
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８０１号
横浜市青葉区市ケ尾町1159番地18　ヴィラ市ケ尾102
債務者　河村　　剛
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８１４号
横浜市金沢区六浦３丁目42番１―102号
債務者　石川　　浩
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９６号
静岡県富士宮市万野原新田3986番地の３　クリエートハイム笹原３Ｆ、前住所岩手県上閉伊郡大槌町吉里々々第14地割28番地２
債務者　伊藤　勝巳
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２７５号
住民票上の住所大阪府豊中市蛍池中町４丁目２番２号
債務者　西野　太朗
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１３６６号
東京都町田市木曽東４丁目６番524号
債務者　長野　曽一
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２２８９号
横浜市金沢区柴町267番地　ライオンズマンション金沢文庫第３―305号
債務者　桑原　純子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６３０号
横浜市青葉区美しが丘４丁目８番地11　ハニーレジデンス301号室
債務者　渡辺　　靖
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６３１号
横浜市青葉区美しが丘４丁目８番地11　ハニーレジデンス301号室
債務者　渡辺　美和
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部